

新型コロナウイルス感染防止対策（県内発生時）※利用者用

訪問看護ステーションかごしま

1. 利用者・家族に（新型コロナウイルス感染者（PCR（-））濃厚接触者が発生した場合

1) 利用者への対応

①利用者・家族は PCR 検査を受ける。

PCR 検査が（-）であっても 2 週間は、訪問は休止を基本とする。

②どうしても訪問が必要な場合は個人防護服（PPE¹）を着用し濃厚接触した看護師（一人に限定）が対応する。

※看護師は専属とする。看護師は PCR 検査（-）を確認する。

PCR の検査が受けられない場合は、利用者に許可を得て PPE を着用する。

※使用した PPE 等はまとめてビニール袋に入れ密閉し室内の決められた場所に破棄する。

2) 他の利用者への対応

①濃厚接触をしていない職員が訪問する。

②やむを得ない場合は、訪問看護を縮小する

③利用者に文書で了解を得る。

3) 職員への対応

・濃厚接触の職員は、2 週間は自宅待機（PCR 検査を受ける）

・他の職員は直行直帰

・事務所への出勤者は限定する。

2. 利用者・家族が新型コロナウイルスに感染した場合

1) 利用者への対応

①本人・家族は指定機関への入院など保健所の指示に従う。

②訪問は中止とする。

2) 他の利用者への対応

①濃厚接触をしていない職員が訪問する。

②訪問看護を縮小するかやむを得ない場合は事業所を閉鎖する。

※やむを得ない場合→例>訪問にいける職員全員が濃厚接触者の場合など

③利用者に文書で了解を得る。

¹ PPE（個人防護服：キャップ（シャワーキャップ・レンジフードカバー代用）・防護服（レインコート代用）・シューズカバー・ゴーグル・手袋・フェイスガード（クリアファイル代用）
・N95 マスク

3) 職員への対応

- ①濃厚接触の職員は、2週間は自宅待機（PCR検査を受ける）
- ②他の職員は直行直帰
- ③事務所への出勤者は限定する。

3. 職員に（新型コロナウイルス感染者）濃厚接触者（PCR（-））が発生した場合

1) 利用者への対応

- ①濃厚接触した職員は利用者の訪問をしばらく休止を基本とする。
- ②利用者・家族はPCR検査を受ける。→保健所の指示を得る。
PCR検査が（-）であっても2週間は、訪問は休止を基本とする。
- ③どうしても訪問が必要な場合は個人防護服（PPE）を着用した当該職員と濃厚接触していない看護師（一人に限定）が対応する。訪問は短時間とする。利用者には許可を得る。
※看護師は専属とする。PCR検査（-）を確認する。PCRの検査が受けられない場合は、利用者に許可を得てPPEを着用する。PPEの破棄方法は1.と同様とする。

2) 他の利用者への対応

- ①濃厚接触をしていない職員が訪問する。
- ②やむを得ない場合は、訪問看護を縮小する
- ③利用者に文書で了解を得る。

3) 職員への対応

- ①濃厚接触の職員は2週間は自宅待機（PCR検査を受ける）
- ②他の職員は直行直帰を継続する
- ③事務所への出勤者は限定する。

4. 職員に新型コロナウイルス感染者が発生した場合

※ 事業所を2週間は閉鎖とする。（保健所の指示に従う）

1) 利用者への対応

- ①濃厚接触した利用者・家族は保健所の指示（PCR検査や隔離等）に従う。

2) 他の利用者への対応

- ①他の事業所にサービス代行を依頼する。
- ②利用者に文書で了解を得る。

3) 職員への対応

- ・濃厚接触の職員は、2週間は自宅待機（PCR検査を受ける）
- ・他の職員は保健所の指示に従う。